

企画部 における随意契約の実績 (令和3年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	企画調整課	沖縄県PDCA様式エクセルマクロ改修委託業務	令和4年1月11日	1,200,925	株式会社 オーシーシー 代表取締役 天久 進	沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号	第167条の2 第1項第6号	沖縄県PDCA様式エクセルマクロ(以下、「システム」という。)は、平成29年度に株式会社オーシーシーが構築したものであり、これまでプログラム作成から各工程のシステム検証、改修サポートに一貫して携わってきた事業者以外ではプログラム修正等の対応が困難であり、仮に当該事業者以外が本業務を履行することとなると、現行システムのプログラムと改修プログラムで齟齬が生じた場合はシステムの障害を発生させ、沖縄県PDCAの円滑な業務実施に著しい支障をきたすおそれがある。 そのため、本システムの構築事業者であり、運用上の諸課題に迅速且つ効率的に対応することができる株式会社オーシーシーを契約の相手方とした。	特命随意契約
2	企画調整課	令和3年度「沖縄県EVカーシェアリング導入実証事業」車両賃貸借契約	令和4年1月13日	442,884	株式会社りゅういちホールディングス	沖縄県浦添市港川2丁目1番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「沖縄県EVカーシェアリング導入実証事業」の実施に必要なEV自動車のリースに伴う契約である。実証事業はプロポーザル方式により同社と契約しており、委託業務と一体となった円滑な事業実施に向けて車両の調達も委託業務と同一の社を契約の相手方とした。	特命随意契約
3	情報基盤整備課	ファイル転送システム機器等賃貸借	令和4年1月18日	1,493,800	富士通リース株式会社九州支店	福岡県福岡市博多区東比恵三丁目1番2号 東比恵ビジネスセンター	第167条の2 第1項第2号	平成28年度に整備した庁内インターネット接続環境を分離・運用するための機器等の賃貸借が令和3年末を持って満了する予定であったが、次期庁内インターネット接続環境を構築するまでの期間、同システムを構成する機器の再リースを行うこととしたため。	特命随意契約 長期継続契約
4	情報基盤整備課	沖縄県ホームページ管理システム保守業務	令和4年3月23日	1,149,500	グローバルデザイン(株)	静岡県静岡市葵区紺屋町17番地の1 葵タワー16階	第167条の2 第1項第2号	本業務の内容は、平成23年度にグローバルデザイン(株)が受託し、構築されたシステムの保守業務である。 構築事業者以外の者が本業務を履行すると、障害等発生時における責任の所在等が不明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れがあるため、構築事業者であるグローバルデザイン(株)を契約の相手方とした。	特命随意契約 長期継続契約

企画部 における随意契約の実績 (令和3年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	情報基盤 整備課	沖縄県情報セ キュリティクラ ウド運用保守	令和4年3 月31日	89,650,000	NEC・OCC・C&C沖縄 県情報SCコンソーシア ム 代表者 日本電気株式会社 沖縄 支店	沖縄県那覇市久茂地二 丁目2-2	第167条の2 の第1項第2 号	平成28年度に構築し、平成29年度から稼働して いる現行沖縄県情報セキュリティクラウドの 運用保守が令和4年3月末を持って当初の契 約期間が満了する予定であったが、次期同ク ラウドの構築及びデータ移行が完了する令和 5年3月末まで、現行セキュリティクラウドの運 用保守を1年間延長することとしたため。	地方公共 団体の物 品等又は 特定役務 の調達手 続きの特 例を定め る政令 第 11条第1項 第2号 長期継続 契約
6	情報基盤 整備課	沖縄県が提供 を受ける電気 通信役務(沖縄 県情報セキュリ ティクラウド用 ネットワーク回 線インターネット 接続部分)	令和4年3 月31日	5,346,000	株式会社インターネットイ ニシアティブ	東京都千代田区富士見 二丁目10番2号	第167条の2 の第1項第2 号	本インターネット接続回線を利用している現行 沖縄県情報セキュリティクラウドの運用が令和 4年3月末をもって当初の契約期間が満了す る予定であったが、次期同クラウドの構築及び データ移行が完了する令和5年3月末まで運 用が1年間延長されることに伴い、併せて本回 線についても使用を継続することとしたため。	長期継続 契約
7	情報基盤 整備課	沖縄県が提供 を受ける電気 通信役務(沖縄 県情報セキュリ ティクラウド用 ネットワーク回 線自体間ネット ワーク部分)	令和4年3 月31日	10,252,440	NTTビジネスソリューショ ンズ株式会社	沖縄県那覇市楚辺一丁 目14番16号	第167条の2 の第1項第2 号	本インターネット接続回線を利用している現行 沖縄県情報セキュリティクラウドの運用が令和 4年3月末をもって当初の契約期間が満了す る予定であったが、次期同クラウドの構築及び データ移行が完了する令和5年3月末まで運 用が1年間延長されることに伴い、併せて本回 線についても使用を継続することとしたため。	長期継続 契約

企画部 における随意契約の実績 (令和3年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	情報基盤 整備課	CORAL基幹シ ステム管理業 務	令和4年3 月31日	28,135,442	一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦 略センター	沖縄県那覇市銘苅二丁 目3番6号 那覇市IT創造館4階	第167条の2 第1項第2号	<p>CORAL基幹システムは良質な県民サービスを提供するための県職員の業務遂行において重要な基盤であり、各種業務システムは本システムを通して利用されているため、本システムに障害等が発生した場合には職員の業務や行政サービスに致命的な影響を与えることから、本システムの安定稼働は必要不可欠なものである。</p> <p>そのため、受託事業者は基幹サーバ等の機器のみならず、本庁舎から各出先機関等まで含めた約250機関に設置されたネットワーク機器の特性及び設定情報等を熟知しており、LGWAN等の他ネットワークとの接続や各部署のシステム等についても把握している必要がある。また、本システムは24時間365日の常時稼働が前提となっており、障害発生時等において迅速な復旧対応を行う必要があることから、本システム全体の構成や設定等を把握し、これまでの管理・運用を行ってきたことで蓄積された知見を有していること、障害発生時において迅速な対応及び復旧を行う体制を有していることも必要であり、これらの要件を満たしているのは、当該契約者のみである。</p> <p>以上により、本件で扱う業務の特性と継続性の観点から、本件は競争入札に適さないと考えられる。よって、地方自治法167条の2第1項第2項の規定に基づき、一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦略センターと契約を行った。</p>	特命随意 契約
9	情報基盤 整備課	沖縄～南大東 間海底ケーブ ル等の設備保 守に関する契 約書	令和4年3 月31日	48,037,000	西日本電信電話(株)沖 縄支店	沖縄県浦添市城間四丁 目35番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄本島と南大東島を結ぶ海底ケーブル及びその附属設備は、大東地区における地上デジタル放送を行うための伝送路、及び当該事業者が大東地区における基礎的電気通信業務(電話等)を行うための通信路として、当該事業者と共同で整備したものである。</p> <p>当該設備の保守は、電気通信事業法で定める基準により実施する必要があるため、また、当該事業者との共有資産であることから、契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部 における随意契約の実績 (令和3年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
10	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運転監視業務委託	令和4年3月31日	17,028,000	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの県庁局常駐運転監視(定時中)及び遠隔監視(時間外、祝祭日)を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、監視装置の操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。そのため、本ネットワーク整備工事を行った事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
11	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク保守点検業務委託	令和4年3月31日	24,750,000	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの保守点検業務を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、監視装置の操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する者である必要がある。そのため、本ネットワーク整備工事を行った事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部 における随意契約の実績 (令和3年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワークIP通信システム運用業務委託	令和4年3月31日	13,123,000	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2-2-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク(以下「本ネットワーク」という。)のIP通信システムについて、システムログの取得による状態管理や障害対応等により、システムの安定運用を図るものである。</p> <p>本ネットワークは、災害対策基本法等防災関係法令及び地域防災計画に定められている知事の防災上の責務遂行のための通信手段として構築・整備したネットワークであり、平時においても行政情報システムを通信する重要な通信回線である。</p> <p>そのため、本業務の実施にあたっては、IP通信システムの操作を熟知している他、障害発生時の原因調査や応急処置等、緊急時の迅速な対応が必要であり、求められる要件として、本ネットワークの構成および設定等に関する専門的知識を有する必要がある。そのため、本ネットワーク整備工事を行った事業者である日本電気(株)沖縄支店を選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
13	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中継局自家用電気工作物保安監理業務委託	令和4年3月31日	1,544,400	一般財団法人沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西3丁目8番地21号	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中継局は、電気事業法43条第1項により主任技術者の選任義務があるが、同法施行規則第52条第2項の規定に基づき、同規則52条の2に定める要件に該当する者と保安管理業務を委託する契約を締結し、経済産業大臣(沖縄総合事務局長)の承認を得た場合には、主任技術者を選任しないことができる。</p> <p>また、本業務は本島、離島の各中継局電気工作物の保安の監督を行う重要な業務であり、業務の適切な履行や緊急時の対応のため、離島を含む県内各所に事務所を有しているものと契約する必要がある。</p> <p>上記要件を満たすのは県内に1者のみであることから、(一財)沖縄電気保安協会を選定している。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部 における随意契約の実績 (令和3年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る委託業務	令和4年3月25日	7,323,584	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	第167条の2第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	長期継続契約・特命随意契約
15	市町村課	住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアウォールの監視及び保守委託業務	令和4年3月25日	15,948,728	地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地	第167条の2第1項第2号	全都道府県が、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構へ委託する仕組みとなっているため。	長期継続契約・特命随意契約
16	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク運用管理委託業務	令和4年3月25日	11,210,760	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	ネットワークの管理運用等は、同ネットワークの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続契約・特命随意契約
17	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク機器保守管理委託業務	令和4年3月22日	4,333,560	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	ネットワーク機器の保守管理にあたっては、そのネットワークの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続契約・特命随意契約
18	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援委託業務	令和4年3月22日	3,847,800	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、システムの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続契約・特命随意契約

企画部 における随意契約の実績 (令和3年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末増設機器等運用支援委託業務	令和4年3月22日	1,732,500	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	住基ネット業務端末等運用支援の委託にあたっては、そのネットワークの構築者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約